

○農林水産省告示第千二百四十二号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第五十三の規定に基づき、平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第千二百四十三号(ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準)の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

三の(二)の「チチュウカイミバエ」の下に、「ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ(以下「ミバエ類」という。)」を加える。

六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。